

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【5月指定分】

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成30年5月2日	福島県指令南建第180号	八幡 昌裕 東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居31番地3	東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居78番4、106番2、字中居9番3	44.05	4.00
2	平成30年5月15日	福島県指令南建第97号	増子不動産株式会社 代表取締役 辺見 信一 白河市天神町29番地	白河市影鬼越1番59	50.88	6.00
3	平成30年5月18日	福島県指令南建第32号	下野産業株式会社 代表取締役 高久 道明 栃木県那須郡那須町大字高久甲4589番地25	白河市白坂下黒川10番64の一部、10番65の一部、10番66の一部、10番67の一部、10番68の一部、10番69の一部、10番70の一部、10番71の一部、10番74の一部、10番75の一部、10番76の一部、10番77の一部、10番78の一部、10番79の一部、10番80の一部、10番81の一部、10番82の一部、10番83の一部、10番84の一部、10番164の一部、10番175の一部、10番216の一部、10番217の一部、10番218の一部、10番220の一部、10番221の一部、10番222の一部、10番223の一部、10番224の一部、10番254の一部	250.34	4.00
4	平成30年5月21日	福島県指令南建第3499号	株式会社エムテック 代表取締役 室 政栄 白河市本沼宮久保22番地	白河市大桜岡前108番1	98.71	6.00
5	平成30年5月29日	福島県指令南建第362号	株式会社エフ.アイ.ティ 代表取締役 鈴木 俊雄 白河市新白河四丁目60番地	西白河郡矢吹町八幡町268番24	38.86	6.00